

角田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和3年3月22日

角田市監査委員 南部 信一

角田市監査委員 湯村 勇



角 監 第 56 号
令和3年3月18日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 南 部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

令和2年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、令和2年度定期監査の結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査）。

なお、本監査は角田市監査基準（令和2年角田市監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2. 監査の対象部局等及び対象期間

（第1期）令和2年4月1日～同年9月30日

総 務 部：総務課、防災安全課、企画財政課、まちづくり交流課、税務課

市民福祉部：市民課、生活環境課、社会福祉課（総合保健福祉センター含む。）、
健康長寿課、地域包括支援センター、子育て支援課

産業建設部：農林振興課、商工観光課、都市整備課、災害復旧推進室
上下水道事業所

（第2期）令和2年4月1日～同年12月31日

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

（第3期）令和2年4月1日～同年12月31日

教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館

（全26か所）

3. 監査の実施日程及び実施場所

本監査は監査対象施設で、以下の日程により実施した。

(第1期) 令和2年10月16日(金)から同年11月13日(金)まで

(第2期) 令和3年1月22日(金)から同年1月27日(水)まで

(第3期) 令和3年2月4日(木)から同年2月16日(火)まで

4. 監査の着眼点

本監査の実施に当たり、令和2年度定期監査要領に定める監査の項目のほか、重点項目として次の事項に留意するものとした。

(1) ふるさと納税について

(2) 公金の取り扱いについて

5. 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査対象課等からあらかじめ調書の提出を求め、その調書に基づき関係書類・帳簿等の照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

なお、事務事業の執行が適正で合理的かつ効率的に行われているか、行政監査の視点に立った監査も併せて実施した。

また、補助金等交付事務については令和元年度執行分を対象とし、交付団体への指導監督が適切に行われているか確認した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正であることが認められた。

なお、監査の過程で見受けられた留意すべき軽易な事務処理誤り等については、その都度関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。